

特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第9号

特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（平成14年岩手県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(環境性能割の課税免除)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特定非営利活動法人については、次に掲げる自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限り、前2項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割を免除する。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の3第2項の規定に基づく障害児通所支援事業等のうち、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、<u>同条第3項に規定する医療型児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスの用に供する自動車</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(課税免除の申請手続)</p> <p>第6条 第2条から前条までの規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、法人県民税均等割の場合にあっては県民税に関する申告期限までに、不動産取得税の場合にあっては当該不動産の取得の日から60日以内に、環境性能割の場合にあっては地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第160条</u>の規定による申告をした日から15日以内に、種別割のうち、普通徴収の方法によって徴収されるものの場合にあっては納期限前7日までに、証紙徴収又は岩手県県税条例（令和3年岩手</p>	<p>(環境性能割の課税免除)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特定非営利活動法人については、次に掲げる自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限り、前2項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割を免除する。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の3第2項の規定に基づく障害児通所支援事業等のうち、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び<u>同条第3項に規定する放課後等デイサービスの用に供する自動車</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(課税免除の申請手続)</p> <p>第6条 第2条から前条までの規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、法人県民税均等割の場合にあっては県民税に関する申告期限までに、不動産取得税の場合にあっては当該不動産の取得の日から60日以内に、環境性能割の場合にあっては地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第160条第1項</u>の規定による申告をした日から15日以内に、種別割のうち、普通徴収の方法によって徴収されるものの場合にあっては納期限前7日までに、証紙徴収又は岩手県県税条例（令和3年岩手</p>

第58号) 第104条の方法によって徴収されるものの場合にあっては同法第117条の13の規定による申告をした日から15日以内にその課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

県条例第58号) 第104条の方法によって徴収されるものの場合にあっては同法第177条の13第1項の規定による申告をした日から15日以内にその課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。